

○『皇學館大学紀要』の投稿及びその編集等に関する要項

（目的）

第1条 皇學館大学（以下「本学」という。）における研究業績を社会に広く発信し、学術研究の促進を図ることを目的として、皇學館大学紀要（Bulletin of Kogakkan University）（以下「本紀要」という。）を発行する。

（趣旨）

第2条 この要項は、本紀要の投稿、編集及び公表等に関し、必要な事項を定める。

（編集部会）

第3条 本紀要の編集にあたるため、大学紀要編集部会（以下「編集部会」という。）を置く。

1 編集部会は、次の部会員で構成する。

(1) 研究開発推進センター長

(2) 部会長が指名した者

2 前項第2号の部会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 部会長は、研究開発推進センター長とする。

4 編集部会は、部会長が必要に応じて招集する。

（投稿資格）

第4条 本紀要に投稿できる者は、本学の専任教員（助手を含む）及び名誉教授とする。なお、共著の場合は、第一著者を本学の専任教員（助手を含む）又は名誉教授とする。

（投稿前手続き）

第5条 投稿者は、7月末日正午までに研究開発推進センターに電子メールにてエントリーを行うこととする。エントリーに際しては、氏名、所属、論文題目（仮題可）、論文の種類を明記する。

2 投稿論文は、本紀要同一号に対して、1人1篇を原則とする。ただし、共著の場合はこの限りではない。

3 投稿論文に第三者の著作物（図版・図表等）が含まれる場合は、投稿者が著作権に係る処理を行わなければならない。

（論文の種類）

第6条 紀要に投稿できる論文の種類は、次のとおりとし、未発表のものに限る。

(1) 総説

特定の主題について最近の研究成果を広い視点から整理、位置づけし、その研究の流れの理解に資するもの。

(2) 原著論文

研究論文のうち、独創性が高く、新しい知見が論理的に示され、研究論文として形式が整っているもの。

(3) 研究ノート

研究論文のうち、内容・論文形式において原著論文には及ばないが、研究としての意義があり、発表の価値が認められるもの。

(4) 実践報告

本学における研究・教育・社会活動の報告で、記録にとどめ情報を共有する価値のあるもの。

(5) 書評・紹介

本学専任教員の著書に関する書評や研究紹介等に関するもの。

(6) その他 編集部会が適当と認めたもの。

（原稿の形式）

第7条 原稿は和文又は英文とし、いずれの場合もWordファイルA4版用紙に作成する。なお、投稿論文は本文、写真・図版、注等を含めて刷り上がり40頁以内とする。

- (1) 和文の場合、縦書き1頁54字×18行、横書き1頁35字×29行に設定し、原則としてフォントはMS明朝、フォントポイントは10.5とする。
- (2) 英文の場合、1頁35字×29行に設定し、原則としてフォントはCentury、フォントポイントは11とする。
- (3) 写真・図版等は別ファイルとし、本文中に挿入箇所及び指示を記入する。
- (4) 原稿には「表題（和文と英文）」「著者名（和文と英文）」「キーワード（和文と英文、いずれも5項目程度）」「要旨（和文、800字程度）」「英文サマリー（400words以内）」をつけるものとする。

（執筆要領）

第8条 原則として現代仮名遣い、常用漢字を用いる。ただし、固有名詞（人名・地名含む）や常用漢字表にない文字については、正字体や異体字、外国語の使用を認める。

- 2 注には通し番号を付け、本文中の該当箇所にその番号を示し、論文末尾に一括して記載する。
- 3 参考文献は原則として、本文中に著者名（出版年）、又は（著者名、出版年）と表記し、論文末尾に次の各号のとおり著者名の五十音順又はアルファベット順に一括して記載する。なお、同一著者の場合は出版年順に表記する。ただし、執筆者が適切と考える場合には、他の記述形式も可とする。
- (1) 図書の場合は著者名、（発行年）、『書名』、発行所とし、外国の場合には発行地も掲載する。
- (2) 論文の場合は著者名、（発行年）、「論文名」、『雑誌名』、巻号数、論文掲載ページとする。

（倫理的配慮）

第9条 論文は「皇學館大学研究倫理規程」に基づき作成しなければならない。

- 2 論文の投稿者は、投稿前に別に定める「皇學館大学研究論文等投稿前研究倫理チェックシート」（以下「投稿前チェックシート」という。）により自己チェックを行うものとする。

（投稿手続き）

第10条 原稿締切は9月末日正午とし、投稿者は前条第2項により記入した投稿前チェックシートを添えて論文の完成原稿を期日までに電子媒体（CD-ROM等）又は電子メールで研究開発推進センターに提出する。

- 2 原稿締切の期日を過ぎて、論文の加筆・修正、差し替えをすることはできない。
- 3 次の各号に係る投稿については、投稿論文として受理しない。
- (1) 投稿前手続きのエントリーをしていないもの。
- (2) 原稿締切の期日を過ぎて提出されたもの。
- (3) 研究開発推進センター以外に提出されたもの。

（原稿の受付及び採否）

第11条 研究開発推進センターは受け付けた投稿論文を部会長に報告し、部会長は編集部会を招集して本紀要への掲載が相応しいかどうかの審議を行い、論文掲載の可否を決定する。

- 2 編集部会は、修正を条件として掲載を認める場合、当該論文の投稿者に修正を求めることがある。修正を求められた投稿者は編集部会が指定する期日までに修正した原稿を研究開発推進センターに提出するものとする。

（校正）

第12条 校正は原則として3校までとし、執筆者が行う。

- 2 校正は誤字脱字等の誤植のみ訂正し、編集部会から修正を求められた場合を除き、本文の追加・修正をすることはできない。

（論文の掲載順序及び編集）

第13条 本紀要の論文の排列は編集部会が決定する。

- 2 本紀要に掲載する論文の活字サイズは、本文9ポイント、注8ポイントとする。
- 3 彙報欄に前年度停年退職した専任教員の略歴、研究業績等を掲載するものとし、彙報欄の編集は部会長が指名する部会員が担当する。

（著作権）

第14条 本紀要の編集著作物としての著作権は、研究開発推進センターにあるが、投稿原稿の著作権は各執筆者にある。

- 2 研究開発推進センターが本紀要を復刻、論文等をインターネット上で公開、又は電子記録媒体で配付する場合は、投稿時点において執筆者の承諾を得たものとして著作料は支払わない。
- 3 本紀要に掲載された論文等は無断で他の雑誌等に転載してはならない。当該論文の執筆者が本紀要に掲載された論文の全部又は一部を複製、転載の形で利用する場合は、あらかじめ編集部会の了解を得て、本紀要掲載論文である旨を明記しなければならない。

（配 付）

第15条 掲載論文の執筆者には本紀要を冊子媒体で2部及び執筆者本人の抜刷50部を無料で提供する。これを超える部数については執筆者の自己負担とする。

- 2 本紀要の彙報欄に略歴、研究業績等を記載された前年度退職教員に本紀要を冊子媒体で各1部配布する。

（公 開）

第16条 本紀要の論文は皇學館大学学術リポジトリにおいて公開するものとし、「皇學館大学学術リポジトリ規程」に基づき、手続きを行うものとする。

（保 管）

第17条 本紀要は各号5部を永久保存とし、附属図書館がこれを保管する。

（要項の改廃）

第18条 この要項の改廃は、編集部会の議を経て教学運営会議が行う。

附 則

- 1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 『皇學館大学紀要』編集要項（昭和59年6月21日）は、廃止する。